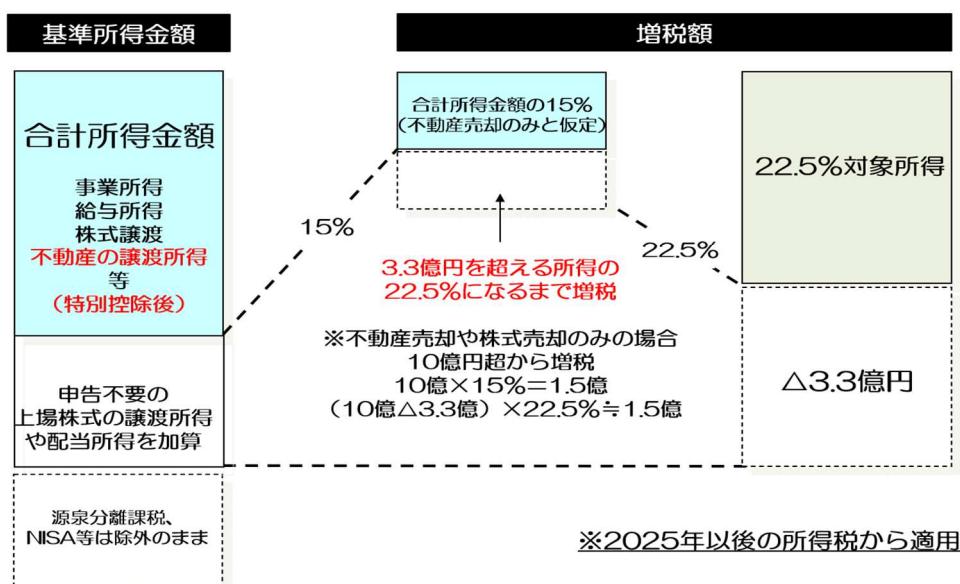


1億円の壁の改正（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化）



TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人
03-6455-4187
<https://toeitax.co.jp/>

2025/04 月号

不動産売却高額だと長期でも税率 28%に

2023 年改正 1 億円の壁

今月は税制改正第 4 弾、前回の 103 万の壁つながりで、2023 年度税制改正による 1 億円の壁の改正について解説します。

1 億円の壁とは、統計上 1 億円の所得を境に所得税の負担率が下がるという問題です。理由はこのような富裕層は最高税率 55% である総合課税の給与所得や事業所得ではなく、一定税率で課税される分離課税の株式や土地などから生じる資産所得が多いためです。この 1 億円の壁の問題に対処するため、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求めるいわゆる「ミニマム税」の導入が 2023 年度税制改正により創設され、2025 年からついに始まります。

要は分離課税でも高額所得だったら増税するという改正で、結局は公平性という言葉を盾に増税方向に改正、といいつもの流れです。

具体的な内容は上図のとおり、(基準所得金額△3.3 億円) × 22.5% まで

2025 年以降 10 億超

課税するというもので、少々分かりにくいのですが、結論は**株式配当・譲渡や不動産長期譲渡の税率 15%のみの場合、所得（利益）10 億円以上から増税されます。住民税はほぼ変更ありません**ので、住民税と復興特別所得税まで加味すると **10 億円までは今までどおり 20.315%、15 億だと約 22.9%、30 億で約 25.45%**、ほぼあり得ないと思いますが**理論上の最高税率は 1000 億程で約 28%**となります。実務上の問題は**基準所得に通常申告不要の上場株式配当や上場株式譲渡所得を加算する点**です。そもそも本人も把握していないことが多いので現実的に把握できるのか疑問です。

我々のような仕事をしていても通常は個人で 10 億円などという数字を見かける機会は少ないのですが、非上場株式や不動産の譲渡の場面では稀に遭遇します。仲介業者の方も 10 億を超える案件の場合、税負担について案内を間違えないよう注意が必要ですね。

今月のコメント

家族の記録続き

妻 ジョギングのし過ぎで膝の筋を痛めるも最近復帰。おそらく朝起きてすぐ走るのにストレッチを全然していなかったせいか。

娘 身長が止まる。現在 155 センチくらいなのでこのまま止まってしまうと小さい方に。元々早生まれのわりに小 3 くらいから背の順は一番後ろだったのだが単純に成長が早かっただけか。

息子 小 6 になり受験年に突入。とはいえ塾の時間が多少増えただけでそれほど生活変わらず。土日も塾が増えるため 1 年間はどうせサッカーができるのでとりあえず退部。でも練習もしないし元々運動神経も良くなく長年ベンチのためあまり未練なし。自立したがり屋なので立候補して代表委員長に。背はクラスで一番小さいが果たしていつか伸びるのか？

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人